

R4運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会作業部会報告

1. 報告事項における報告（●）・主な質問（✓）・主な意見（○）

(1) 実践研究について

① 山形市(休日部活動の地域移行)

- クラブ化について、学校の管理職が中心となって行っているため負担が大きい。
- 保護者からは、休日に顧問がいないということが不安であるという声もある。

② 鶴岡市(休日部活動の地域移行)

- 藤島中において8つの部活動における休日の活動を総合型クラブで実施している。
- クラブの会則を変更し、他の中学生も受け入れるようにした。
- 活動を始めて、保護者の送迎、移動の経費、移動手段等について様々な要望が出ている。
- 別件で、休日の部活動が移行したことにより、教員の土日に余裕が生まれたことから、ある顧問が別の地域のクラブチームの指導者として要請があったと市教委に相談があり、現在、手続き等で検討中である。

③ 鮭川村(休日部活動の地域移行)

- 一部の教員から兼職兼業届を提出してもらい、指導者として指導してもらっている。
- 練習試合をクラブで実施する場合は、スクールバスの利用を可能とした。
- 本事業について、特に文化部も含めた学校全体の保護者の理解が不足していることや実際に吹奏楽部の移行ができていないことも課題である。

④ 小国町(休日部活動の地域移行)

- 3つの部の移行について総合型クラブが受け皿となった。指導者について、2つの部ではこれまで外部指導者として指導していたスポ少の指導者がクラブの指導者として指導することとなり、1つの部ではクラブの指導者が指導する体制を取った。
- 小国町は地理的な状況上、他市町村との合同活動が難しい。練習試合の際には、町のスクールバスも使えるようにしていきたいと考えている。

⑤ 天童市(合同部活動)

- 当初、学校間の壁があったが、回を重ねるごとに仲良くなり、充実した活動ができている。
- 1年生は合同部活動ということを知りて入部しているが、各校の部員は9人以下である。
- 活動場所への送迎が課題。特に冬の送迎が保護者の負担となっている。
- スポ少との連携も実施していく。外部指導者の確保が課題。

(2) 部活動改革にかかるアンケートについて

- 地域クラブ活動の際に懸念されることの教員の回答結果について、生徒指導が非常に高い。地域移行となり、生徒指導がきちんとできるのか、というところに不安がある結果と思われる。

(3) 大会調査結果について

- ✓ 大会におけるスタッフ・審判の方々の普段の職業等を知りたい
＜回答＞競技団体会員であるが、中高生の大会は会員となっている教員が多いのが現状。

2. 協議事項における主な質問（✓）・主な意見（○）

(1) 国の部活動改革を踏まえた県の対応について

(2) 山形県における部活動改革に係る基本的な考え方について

- 基本的な考え方は賛成であるが、この目的を全て網羅することは難しい。
- 県としてこの考え方を早く示してもらえると市町村も動きやすいと思う。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境について、小さな町では自由にスポーツを選ぶという環境まで整えることが難しい。
- アンケートを踏まえ、地域移行に伴い、部活動を通じた生徒指導という面のメリットが若干薄くなるが・・・と示しておくのはいかがか。
- 休日の部活動は行わないという考え方は大賛成。
- 勉強もスポーツも子ども達の成長に対し適切な時間を考慮してほしい。
- 中体連、高体連ともに主たる大会が総体形式になっている。総体形式でなくなれば、子ども達も複数クラブへの加入が可能になると思う。高体連と競技団体との丁寧な話し合いが今後重要であると考える。
- ✓ 小学生の保護者から、今後部活動はどうなるのか、クラブに加入すべきか、部活動に加入するために学区外を選択すべきか、という問い合わせがあり、市教委としても悩んでいる。
＜回答＞各中学校や各クラブの状況を把握したうえで、各市町村の実情に応じた移行について、市町村が保護者等に対し丁寧に説明する必要があると考える。

(3) 休日の部活動の地域移行の検討について

- コーディネーターの役割等について記載があるが、小さい町では、同じ方がコーディネーターだけでなく、指導者や事務作業等、何役もこなさなければならない状況にある。
- 部活動の地域移行と部活動指導員の配置は並行して実施していただきたい。特に休日の部活動指導員配置については是非お願いしたい。
- スポーツ指導に対する対価がどれだけ支払われているか、これまでの部費や保護者会費はどうだったか等、お金の流れ等も考慮する必要がある。
- スポーツだけでなく文化部もあるので、市町村の検討委員会は横断的な検討委員会として設置してほしい。
- ✓ クラブ活動であっても県の部活動方針に則るとはどの程度の拘束力か。則るということは、クラブ活動を県や市町村が管理することか。
＜回答＞クラブは任意団体であったり営利企業であったりするため、県や市町村が管理できるものではない。しかし、成長期にある子ども達への適切な指導ということを念頭に強くお願いをしていくということである。なお、クラブ活動中に発生したトラブル等への対応については、どのような形にするか検討していきたい。
- ✓ 県の部活動方針の改定時期はいつか。
＜回答＞国が策定した部活動のガイドラインが改訂されると聞いている。その改訂を受け、県でも改訂作業に入りたい。

(4) その他